

静岡県大井川広域水道企業団 特定事業主行動計画

令和8年4月

静岡県大井川広域水道企業団では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、全ての職員にとって働きやすい職場環境の整備に継続的に努めることを目的として、達成目標及び取組内容を定めた特定事業主行動計画を策定しました。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

2 推進体制・公表

(1) 推進体制

職員、組織全体で、働きやすい環境整備を推進するために必要な事項を協議し、計画の点検・見直しを行います。

(2) 取組状況の公表

毎年度、本計画に基づく取組状況等について、職員に周知するとともに、ホームページで公表します。

3 達成目標及び取組内容

職員を取り巻く社会情勢の変化への対応や、働きやすい職場環境の整備に継続して努めていくため、仕事と子育て、介護などの仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりを目指します。

子育て・介護などの支援制度を利用しやすい職場環境整備のため、次のとおり目標を設定します。

【目標1】

- ・育児休業の取得率を 100% とする。
- ・男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率を 100% とする。

（取組内容）

○職員が育児しやすい環境の整備

- ・対象職員に対し、出産・育児に関する制度の周知を図るとともに、積極的に育児等に参加できるよう必要な支援を行います。
- ・妊娠中の職員及び妊娠中の配偶者がいる職員に対して、健康状態や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しや時間外勤務の制限を行います。

【目標2】

- ・年次有給休暇の取得日数を 平均 15 日以上 とする。
- ・職員1人当たりの時間外勤務時間(災害、事故等の特別な場合を除く)の平均を 月 10 時間以下 とする。
- ・月 45 時間を超えて時間外勤務(災害、事故等の特別な場合を除く)を行う職員数を 0人 とする。

(取組内容)

○ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・計画的かつ効率的な業務の推進による定時退庁の徹底、時差出勤制度の活用など、仕事と生活にメリハリをつけた働きやすい職場環境の整備に努めます。
- ・職員同士が互いに連携し、補完し合えるような業務体制を構築し、年次有給休暇、子育て支援・介護のための休暇の取得を促進します。
- ・職員が仕事上の責務を果たすとともに健康的で豊かな生活を実現するため、生産性、効率性が高い働き方への転換を進め、時間外勤務時間の縮減や組織内での平準化等を図ります。

(参考)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員に占める女性職員の割合	17.4%	21.7%	20.8%
育児休業取得率	100%	該当なし	100%
男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率	100%	該当なし	該当なし
年次有給休暇取得日数	17.1日	18.0日	16.9日
職員1人当たり月平均の時間外勤務時間 (災害、事故等特別な場合を除く)	7.2時間	6.8時間	6.7時間
月45時間を超えて時間外勤務を行った職員数(災害、事故等特別な場合を除く)	2人	1人	2人